右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，「誰もが安心安全に，笑顔で楽しく暮らし，観光できる，や

　さしさあふれるおもてなしのまちづくり」に取り組む「世界一安心安全・おも

　てなしのまち京都　市民ぐるみ推進運動」（以下「推進運動」という。）の「右京区版運動プログラム」に基づき，右京区民等が自主的・主体的に行う防犯に関する事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し，京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象事業及び経費）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金

　の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，別表１に掲げる

　とおりとする。

　　ただし，営利・宗教・政治活動等を目的としたものは補助の対象とならない。

(補助金の額)

第３条　補助金の額は，別表１に掲げる額とする。ただし，いずれも予算の範囲

　内の額とする。

２　前項で定める補助金の額に１００円未満の端数が生じたときは，これを切り

　捨てるものとする。

（補助の対象となる要件等）

第４条　補助金の交付を受ける団体等（以下「補助事業者」という。）の要件は，

　別表１に掲げるとおりとする。

２　補助事業者は，補助事業を実施するに当たり，道路交通法その他の法令に基

　づく許可等が必要である場合は，当該許可等を受けなければならない。

(交付の申請)

第５条　条例第９条の規定による申請は，別に定める期間内に，右京区市民ぐる

　み推進運動支援事業補助金交付申請書（第１号様式）によって，次の各号に掲

　げる書類を添えて行わなければならない。ただし，青色防犯パトロール支援事業に係る補助金のみを交付申請するときは，次の１号及び２号に掲げる書類を省略することができる。

⑴　右京区市民ぐるみ推進運動支援事業計画書(第２号様式)

⑵　右京区市民ぐるみ推進運動支援事業収支予算書(第３号様式)

⑶　別表２に掲げる書類

(交付の決定及び標準処理期間)

第６条　区長は，条例第９条の規定による申請が到達してから３０日以内に，条

　例第１０条各項の決定をするものとする。なお，必要に応じて当該決定前に「区

　版運動プログラム」を策定した「右京区推進協議会」から意見を求めることが

　できる。

２　区長は，前項の規定により交付を決定したときは，右京区市民ぐるみ推進運

　動支援事業補助金交付決定通知書（第４号様式）により，不交付を決定したと

　きは，右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金不交付決定通知書（第５号様

　式）により，それぞれ当該団体に通知する。

（変更等の承認の申請）

第７条　条例第１２条第１項の規定による通知を受けた者は，申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは，右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金変更交付申請書（第６号様式）により行うものとする。

２　条例第１１条第１項第１号に規定する軽微な変更は，次のとおりとする。

　⑴　補助目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある

　　場合

　⑵　補助目的の変更をもたらすものではなく，かつ，補助事業者の自由な創意

　　により計画変更を認めることが，より効果的な補助目的達成に資すると考え

　　られる場合

　⑶　補助目的及び事業効果に関係ない事業計画の細部の変更である場合

　⑷　事務費間の流用で流用先の経費に対する流用額の比率が極めて低い場合

３　区長は，第１項の規定による変更交付申請があったときは，その内容を審査し，適当と認めたときは，補助金の交付及び交付額の変更を決定し，右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金変更交付決定通知書（第１２号様式）により通知するものとする。

４　条例第１１条第１項第２号による補助事業等の中止又は廃止に係る区長等の

　承認の申請は，右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金中止・廃止承認申請

　書（第７号様式）により行うものとする。

（事業完了の届出）

第８条　条例第１８条の規定による実績報告は，事業が終了した後，速やかに右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金実績報告書（第８号様式）に，次の号

　に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし，青色防犯パトロール支援事業のみの実績を報告するときは，次の１号に掲げる書類を省略することができる。

　⑴　右京区市民ぐるみ推進運動支援事業収支決算書（第９号様式）

⑵　別表２に掲げる書類

（補助金の交付）

第９条　区長は，前条の規定による請求を受けた場合は，実績報告書等を審査し，

　適当と認めるときは右京区市民ぐるみ推進運動補助金交付額決定通知書（第１

　０号様式）により通知し，補助金を交付するものとする。

（書類の保存）

第１０条　補助事業者は補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに，

　その証拠となる書類を整理し，かつ，これらの書類を当該事業の完了の日の属

　する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（補助金の概算払）

第１１条　補助事業者は，条例第２１条第２項の規定による補助金の概算払を受

　けようとするときは，右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金概算払請求書

　（第１１号様式）を区長に提出しなければならない。

（補則）

第１２条　この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施

　行に関し必要な事項は，右京区長が定める。

　　　附　則

　この要綱は，平成２７年９月２日から施行する。

　　　附　則

１　この要綱は，平成２８年９月３０日から施行する。

２　第１条の規定による，右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金交付要綱（以

　下「要綱」という。）の一部を改正する要綱第４条及び第５条で改正する書類は，

　平成２８年４月１日から適用する。

３　平成２８年度においては，要綱第５条で定める書類中，「実績明細書」につい

　て，旧様式の使用を認める。

　　　附　則

　この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。